第42回 全国身体障害者施設協議会研究大会

開催期日:平成30年7月31日(火)~8月1日(水)

会 場:グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)

参加申込・宿泊・情報交換会・昼食等ご案内

【業務取扱】 名鉄観光サービス株式会社なんば支店

ご挨拶

謹啓 皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび「第42回全国身体障害者施設協議会研究大会」が大阪府大阪市にて開催されますことを 心よりお祝い申し上げます。

開催にあたり全国各地から大会にご参加いただく皆様方のご便宜を図り、より一層ご満足いただける大会になりますよう、当社【名鉄観光サービス㈱なんば支店】がご参加皆様方の大会参加申込・宿泊・情報交換会・昼食等のご案内をさせていただくことになりました。

社員一同すべての面において万全の準備をおこない、ご参加の皆様方に心からご満足いただけるよう、大会事務局および関係各方面とも協力し、本大会の成功に向けてお手伝いをさせていただきます。

皆様方からの多くのお申し込み・ご来場を心よりお待ち申し上げております。

謹白

平成30年4月吉日

名鉄観光サービス株式会社 なんば支店 支店長 宮田 章

1 宿泊のご案内

今大会の開催にあたり、皆様方のご宿泊施設を下記の通りご用意しております。お申し込みの方は、巻末の申込書に申込記号にて ご記入ください。

ご宿泊設定日: 平成30年7月30日(前泊)、7月31日(当日泊)、8月1日(後泊)

ご宿泊条件:1泊朝食付(税金・サービス料込)

■受付順にてご用意をいたします。

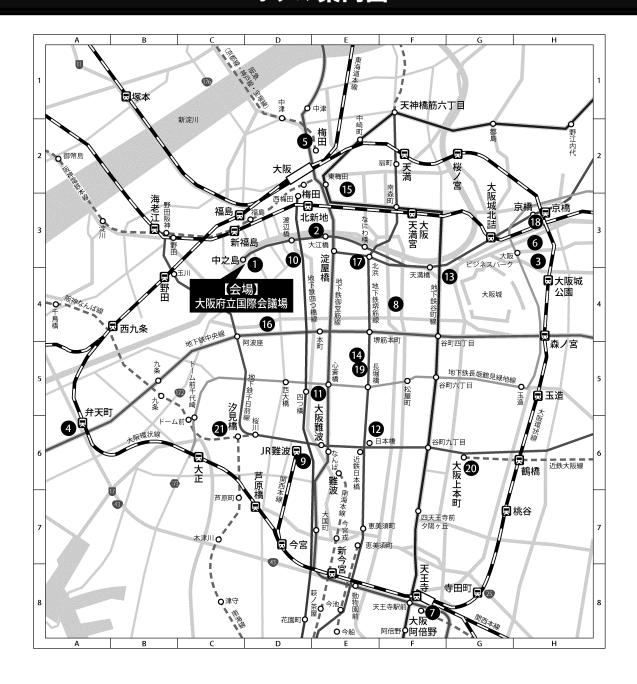
満室のためご希望に添えない場合がございます。恐れ入りますが、第2希望までご記入をお願いします。

- ■禁煙・喫煙のご希望は部屋数の関係でご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。
- ■ホテル案内図はP.3に記載しておりますので、合わせてご確認ください。

【宿泊施設一覧】

ランク	ホテル 番号	ホテル名	申込記号	客室タイプ	料金	交通案内
	шл	7	1.0	2.3. <i>H</i> 2.11	1泊朝食付き・税込	
	① リーガロイヤルホテル(ブ	リーガロイヤルホテル(大阪)	1-S	シングル	20,000円	京阪電鉄中之島駅直結大会会場直通
			1-T	1-T ツイン 18,000円		八五五勿臣咫
	2	ANAクラウンプラザホテル大阪	2-S	シングル	24,000円	京阪大江橋駅より徒歩約3分 地下鉄淀屋橋駅より徒歩約7分
	3	ホテルニューオータニ大阪	3-S	シングル	20,000円	JR大阪城公園駅より徒歩約3分 地下鉄大阪ビジネスパーク駅より徒歩 約3分
A	4	アートホテル大阪ベイタワー	4-S	シングル	19,000円	JR·地下鉄弁天町駅直結
	⑤	大阪新阪急ホテル	5-S	シングル	17,000円	地下鉄梅田駅直結
	6	ホテルモントレ ラ・スール大阪	6-S	シングル	16,000円	JR・京阪京橋駅より徒歩約5分 地下鉄大阪ビジネスパーク駅より徒歩 約5分
	7	天王寺都ホテル	7-S	シングル	17,000円	JR・地下鉄天王寺駅より直結
	8	シティプラザ大阪	8-S	シングル	15,000円	地下鉄堺筋本町駅より徒歩約6分
	9	ホテルモントレ グラスミア大阪	9-T	ツイン	15,000円	JR難波駅より徒歩約1分 地下鉄なんば駅より徒歩約5分
В	10	リーガ中之島イン	10-S	シングル	15,000円	京阪渡辺橋・地下鉄淀屋橋駅より徒歩約5分 地下鉄肥後橋駅よりすぐ
	11)	西鉄イン心斎橋	11-S	シングル	14,000円	地下鉄心斎橋駅より徒歩約3分
	12)	ホテルサンルート大阪なんば	12-S	シングル	13,000円	地下鉄日本橋駅より徒歩約2分
	(3)	ホテル京阪天満橋	13-S	シングル	12,000円	地下鉄・京阪天満橋駅より徒歩約1分
	14)	チサンイン大阪ほんまち	14-S	シングル	11,000円	地下鉄長堀橋駅より徒歩約8分
	15	ホテル法華クラブ大阪	15-S	シングル	11,000円	地下鉄梅田駅・JR大阪駅より徒歩約10分
С	16	ホテルルートイン大阪本町	16-S	シングル	10,800円	地下鉄阿波座駅より徒歩約2分
	1	ホテル京阪淀屋橋	17-T	ツイン	10,500円	地下鉄・京阪淀屋橋駅より徒歩約5分
	18)	ホテル京阪京橋グランデ	18-T	ツイン	10,500円	JR・京阪・地下鉄京橋駅よりすぐ
	19	スマイルホテルプレミアム大阪本町	19-S	シングル	9,800円	地下鉄長堀橋駅より徒歩約6分
D	20	ホテルアウィーナ大阪	20-S	シングル	9,000円	地下鉄谷町九丁目駅より徒歩約8分
	21)	スマイルホテルなんば	21-S	シングル	9,000円	地下鉄桜川駅より徒歩約5分

ホテル案内図



- リーガロイヤルホテル(大阪)(D3)
- ② ANA クラウンプラザホテル大阪(E3)
- ❸ ホテルニューオータニ大阪(H3)
- ◆ アートホテル大阪ベイタワー(A6)
- ⑥ホテルモントレ ラ・スール大阪(H3)
- **⑦** 天王寺都ホテル(F8)
- 8 シティプラザ大阪(F4)
- ホテルモントレ グラスミア大阪(D6)
- **の**リーガ中之島イン(D3)

- 1 西鉄イン心斎橋(E5)
- ・ ホテルサンルート大阪なんば(E6)
- (B) ホテル京阪天満橋(G4)
- ⚠ チサンイン大阪ほんまち(E5)
- ホテル法華クラブ大阪(E2)
- (D4) ホテルルートイン大阪本町(D4)
- **⑰** ホテル京阪淀屋橋(E3)
- 18 ホテル京阪京橋グランデ(H3)
- **の**ホテルアウィーナ大阪(G6)
- ②スマイルホテルなんば(C6)

2 情報交換会のご案内

- 1) 開催日時: 7月31日(火) 18時00分開会
- 2) 開催場所:リーガロイヤルホテル(大阪) タワーウイング 3階「光琳の間」
- 3)参加費 :お1人様10,000円(料理、お飲物、消費税込)
- 4)大会当日の情報交換会へのお申し込みはできませんので、参加ご希望の方は事前にお申し込み願います。

ーーー お申し込みの方は巻末の申込書(情報交換会欄)に〇印をご記入ください。

なお、お申し込みは先着順となります。定員(800名予定)に達した場合、お断りする場合がございますので、ご了承ください。

3 昼食(弁当)のご案内

- 1)大会2日目[8月1日(水)]に会場にてお弁当をご用意いたします。受け取り場所等は参加券類発送時に合わせてご連絡いたします。
- 2)1,500円(税込) お弁当/お茶付
- 3) 大会当日のお申し込みはできません。お申し込みをご希望の方は事前にお申し込み願います。 お申し込みの方は巻末の申込書(昼食弁当欄)に〇印をご記入ください。

4 お申し込み方法のご案内・お問い合わせ先

- ■FAXまたは郵送にてお申し込みの方は、巻末の申込書に必要事項をご記入のうえ「名鉄観光サービス(株)なんば支店」にお申し込みください。 申込書をコピー等にて控えの保管を必ずお願いいたします。
- ■Webにてお申し込みの方は、URL(https://www.mwt-mice.com/events/shinsyokyo42)よりログインいただき、お申し込みください。 お申し込み内容の確認通知メールを自動送信いたしますので、ご確認ください。
- ■参加申し込み締切は平成30年6月29日(金)です。
- ■申込書の受領日から3営業日以内(※)に受領したことをお知らせする案内をFAXにてお送りします。上記期日を過ぎても連絡がない場合は 通信障害等により、受領できていない可能性がありますので、お手数ですが名鉄観光サービス(株)なんば支店までお問い合わせください。

※申込書を受領した日の翌々々日(土曜日、日曜日、祝日を除く)の営業終了時間までを指します(営業時間9:00~18:00)

■FAXでのお申し込みの場合は、送信確認をお願いします。(FAX機の送信記録にてご確認ください)

名鉄観光サービス株式会社 なんば支店

〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波4-7-14 難波フロントビル11階 総合旅行業務取扱管理者 宮田 章

TEL: 06-6645-8080 FAX: 06-6645-8090

【営業時間 9:00~18:00(月~金)土・日・祝日は休業】

担当者:下川・福森・井上・米田

5 お申し込み後の変更・取消について

お申し込み後に変更・取消が生じた場合には、FAXにて、上記お問い合わせ先までお早めにご連絡ください。 お申し込み後お客様の都合によりお取り消しになる場合は、以下の取消料が発生いたします。

	ご利用日 20~8日前	ご利用日 7~2日前	ご利用日前日	ご利用日当日	無連絡及び 当日12:00以降
大会参加費	7月17日(火)以降、大会参加費のご返金はできません				
宿泊	20%	30%	40%	50%	100%
情報交換会	20%	30%	40%	100%	100%
昼食	-	30%	40%	100%	100%

- ■取消の基準日は、当社の営業日・営業時間内(月~金/9:00~18:00)のFAX受信を基準日といたします。 Web申込のお客様も取り消しの際は、必ずFAXにてご連絡ください。
- ■取消後のご返金は、大会終了後、取消料及び所定の振込手数料を差引のうえ、送金いたします。事務処理上の都合で多少日数がかかることが ございます。なお、大会当日、会場にてご返金の申出がありましても、現金でのご返金はいたしかねますのでご了承ください。
- ■大会参加費は、7月17日(火)以降に取消の方につきましては返金いたしません。
 全国身体障害者施設協議会事務局へ参加券を8月末までにご郵送ください。
 資料を発送いたします。

6 その他のご案内

O募集型企画旅行

本大会の「宿泊プラン」は名鉄観光サービス㈱が旅行企画・実施するものであり、お申し込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件を説明した書面につきまして、P5.6をご確認ください。

※契約の内容条件につきましては、お申し込み前に当社の店頭またはホームページでも確認いただけます。

名鉄観光サービスホームページ(http://www.mwt.co.jp)⇒ TOPページ右下部⇒各種約款・条件書等について

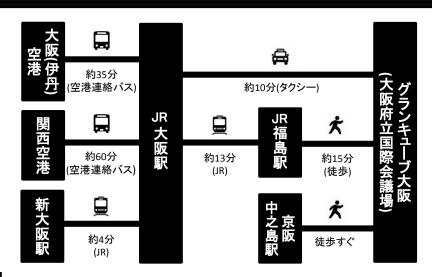
- ⇒ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行の部)
- **○最少催行人員について・・・・** 宿泊プランは1名様を最少催行人員といたします。
- ○個人情報の取扱いについて

名鉄観光サービス株式会社は、お申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関及び手配代行者に提供いたします。また、全国身体障害者施設協議会事務局の要請に基づき、名簿作成のために情報を提供いたします。それ以外の目的でご提供いただく個人情報は、利用いたしません。※上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社店頭またはホームページにてご確認ください。

【セキュリティの確保について】

個人情報保護方針、個人情報保護の対応についてhttp://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml

会場までの交通アクセス



【JR新大阪駅より】

タクシー ■JR新大阪駅からの所要時間:約10分 料金:約2,000円

電車
■「JR新大阪駅」から「JR大阪駅」までJR京都線、「JR大阪駅」で大阪環状線に乗り換え「福島駅」で降車。
「福島駅」から徒歩移動。所要時間:約26分 料金:160円

【京阪中之島駅より】

徒歩 ■京都-大阪間を繋ぐローカル線、京阪電車の京阪中之島駅からすぐ。

【関西空港・大阪(伊丹)空港より】

バス ■大阪(伊丹)空港から空港連絡バスJR大阪駅前行きに乗車し、「大阪マルビル」「新阪急ホテル」にて下車。 徒歩にて「大阪駅」より乗車し、「福島駅」にて下車。「福島駅」から徒歩移動。

> 所要時間約50分(乗り換え含む)到着便に合わせて、1時間につき0~4本運行。料金:760円(バスと電車の合計料金) ※なお、お帰りの際は「新阪急ホテル」もしくは、「大阪丸ビル」発となりますので、ご注意ください。

■関西空港から空港連絡バスJR大阪駅前行きに乗車し、「新阪急ホテル」にて下車。徒歩にて「大阪駅」より 乗車し、「福島駅」にて下車。「福島駅」から徒歩移動。

所要時間約80分(乗り換え含む)到着便に合わせて、1時間につき0~4本運行。料金:1,670円(バスと電車の合計料金) ※なお、お帰りの際は「新阪急ホテル」発となりますので、ご注意ください。

【JR大阪駅~リーガロイヤルホテル無料送迎バスについて】

毎日7:45~22:15の間にリーガロイヤルホテルの無料送迎がございます。(所要時間約10分/6分~15分間隔で運行) 上記ホテルに御宿泊ではないお客様でも御利用いただけます。バス乗降場所は、「JR大阪駅」桜橋口です。

※リーガロイヤルホテルは、グランキューブ大阪(大阪国際会議場)に隣接しております。

-

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。 (含) 名鉄観光 禁止芸者

1,募集型企画旅行契約

募集型企画旅行契約

) この旅行は、名鉄銀光サービス株式会社、愛知県名古属市中村区名駅闸2丁目14番19号、観光庁長宮登銭旅行業第55号。以下「当社」といいます。)が旅行企画実施するものであり、旅行に参加される密模は、当社と募集企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

) [国内旅行」とは、本別内のみの旅行をいいます。

3) 旅行契約の内容条件はこの条件書によるほかパンプレット等、出祭前にお渡しする確定書画「最終日程度)及び当社旅行業物政 募集型企画旅行契約の即によります。

4) 当社は、お客様が当社で座るの旅行日程に従って選送・宿泊機関の規模する選送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行・サービス」といいます。)の規模なる海送・宿泊機関が規模を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものにはありません。

旅程を管理することを引き 供するものではありません。

2.旅行のお申込み及び契約の成立時期

除行のお申込み及び契約の成立時期

1) 旅行のお申込み及び契約の成立時期

2) 旅行のお申込み及び契約の成立時期

2) 旅行のお申込みとは所行業に規定された受託旅行業

2) 密井らは、電話、郵便、ファクシミリ等の適信手段により旅行契

2) 当社らは、電話、郵便、ファクシミリ等の適信手段により旅行契

2) 当社らは、電話、郵便、ファクシミリ等の源信手段により旅行契

2) 当社らは、電話、郵便、フォントの事品を受着担した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願い

と目の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願い

と目の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願い

と申します。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

3) お客様との旅行契約は、当社らが予約の承諾をし、申込金を受

第したときに成立するものとします。

(は、予約がおかったものとして取り扱います。)

おり、おりには一部との際、あひとり集につき以下の申込金をお支払いただ

きます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「望約 料」の一部又は全部として取り扱います。

申込金(おひとり)
20,000円以上旅行代金まで
10,000円以上旅行代金まで
5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいい ます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定 めるところによります。

3.お申込み条件

3.お申込み条件
(1) お申込み条件
(1) お申込み条件
(2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、原則として親権者の方の同意書
をご選出いただきます。
(2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件
とさせていたべ場合があります。
(3) 特定旅祭隠を対象とした旅行。
(3) 特定旅祭隠を対象とした旅行。
(4) 健康を登している方、申得みをとの思ります。
を受しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
(4) 健康を慰している方、申得みなどの思りをご利用になっている方
や心臭に障がいのある方、身物アレルギー動物アレルギーのある方、 が振中の方が振回の道能やのある方、身体部を書る補助だ(音楽 大聴 神込みの旅に参加にある方、身体のでは一般で表している方は一般である。
中心の変となら行き大腿の可能やの大部の状態になった場合も直与にお
申込みの形に参加でいた。
(5) 前号のお助とし出を受けてきる。当社の記述のよりな必ずにある。
(5) 前号のお助としなそびには含。当社のよいださい。
(5) 前号のお助とし出を受けてきる。当社は、司部かつ合理的公衆即内でれた応します。これに除して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお同いし、又は書面である。
(4) はず。(4) は、(4) は

(ごれに応じます。これに帰いて、の今様の4次の次と必要とこれでいます。
(6) 当状は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更するとき等を条件さることができない場合は旅行契約のお申込みをがあります。また、お客様からあります。これ、お客様が出ていただいた。こがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な指摘に乗する質問は原規としてお客様の負担とします。(7) お客様が所で中に疾病、傷害その他の参加により医師の診断又は加廉が必要であると当社が判断した場合は、必要な処菌をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担といます。(8) お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりが受けすることがあります。(10) お客様のご都合により脱行の行程から機能される場合は、そのこれにより、日本客様が他の、能行し、経済の行程が関節がある場合は、不し、一人のより、日本経が出ている場合は、場合のこれを通信、というないます。(3) お客様のこ都合により脱行の行程から機能される場合は、そのこれを通信を発している場合は、日本経済があります。(4) お客様が生め、お客様が他の旅行者に送馬を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施をが行ると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。

1) お客様が暴力回、暴力回員、暴力回関係者、その他反社会的勢力であると判別した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
2) お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動者しては棄力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
3) お客様が顕変を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり実務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをが受損したときに、かを領したときに、かを領したときに、かを領したときに、かを領したときに、かを領したときに、かを領したときに、からない。

で業績のに分業権を図るするなどの行為を行うに場合は、の中心がを お断りすることがあります。4) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断り することがあります。

4.契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付

4.契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付
(1) 当社らは、旅行契約が成立した場合は途やがに旅行日程、旅行
サービスの内容その他の旅行金件及が主社の責任に関する事項
を記載した書面(以下「契約書面)といいます。)をお客様にお渡し します。なお、この条件裏グパンプレット等、お支払対象旅行代金 の領収証、確定書面(最終日程表) は契約書面の一部となります。 (2) 確定した旅行日長、施定機の使名、列車名及び宿泊ホテル名、 集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を遅く とも旅行開始日の前日でにお渡しします。よだし、旅行開始日の 前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以際に旅行の申込 かなされた場合には、旅行開始日をおま渡し上ず、また、お深 し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容について ご説明いたします。 (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲 は、確定書面(最終日程表)に記載するとごろに特定されます。

5.お支払対象旅行代金

り又れ外家がパイル本) 「お支払対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます。)と は、「バンフレット等に影響の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計 から(イ)1割以代金)を売したい、総をい、はず。「旅行代金」は 込金」、「取項料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基 準となります。 2) 「追加代金」、「割別(代金」とは、当社がバンフレット等に表示した。

以下のものをいいます。

(イ) 「割別代金」 (イ) 「割別代金」 a.「ドリブル等I引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊 することを条件とした割引代金 り、子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金 c.その他「○○割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6.旅行代金のお支払

版行代金は採売開始日の前日から起葬してさかのぼって21日目 に当たる日より前に全額お支払いただきます。旅行開始日の前日か お起算してきかのぼって21日日に当た6日以後にお申込みの場合 は、旅行開始日までの当七が指定する期日までにお支払いただきま す。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット 等に定めるところによります。

7.「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

(1)旅行日程に明示された以下のものが含まれます。 (ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。) (ア)航空運賃及び船舶・鉄道運賃等(コースにより等級が異なり

(ゲ)州に強責及び地所(数担選申等(コースにより等級が異なります。) (イ)バス代金ガイド代金、場料等の観光代金 (ソ)電泊代金及び続サービス料金 (江)電車代金及び続サービス料金 (大)団体行動中の心付け (力)添乗員が同行するコースの添乗員同行代金 (キ)その他パンフレット等で含まれる冒明示したもの 2) (1)の諸等用は、お客様のご都合により一部利用されなくても 原則として払戻しばいたしません。

8.「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

ハレスレフパマトの山東ルの川の1月の上ます。
(ア) 自宅から集合 解散場所までの交通費 (宿) 自発手であった。
(ア) 自発手で制制を使用である。
(ア) 自発手で制制を使用である。
(イ) 超過手で制制を使用である。
(イ) 超過手で制制を使用である。
(イ) 超過手で制制を対し、ボールのボーイメイト等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、及びこれらに年予数・サービスの「人」
(エ) 信書・疾病に関する医療費等
(イ) 「オッシュナルリアー」等と対は、1週1611で一条9まのスムキョーで

(工) 傷害疾病に関する医療養等 (オ) 「オグショナルソアー」等と称し、現地にて希望者のみを募って 実施する力は不守の代金 (カ) 「〇ワラン」、「〇の追加や当しかフレット等に記載した追加や金 (十) 空熱療を施設使用線 (かンフレットに呼ぶした場合を締合ます)

9.旅行契約内容の変更

派行支勢)内谷の変更 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運法・宿 治機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画 によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生 した場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやわを得ない ときは、お客様にあらがしか速かがに当該事由が当社の関与、得ないも のである理由及び当結事由との因果関係をご説明して、旅行日保、旅行 サービスの内容その他の能力を発した。 大きない、第二の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。 たと、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

10.旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は

当社は、旅行要約締結後には、次の場合を除き旅行代金の要更は一切しません。
(ア)利用する部法機関の消貨 料金が老しい線深情勢の変化等に
より通常理定される程度を大幅に超えて成訂されたときは、そ
の役訂差額だけ旅行代金を要更止ます。ただし、旅行代金を増 増変更するときは、旅行制度の目的目のもと起算してさかのぼっ て15日目に当たる日より順にお客様に選知します。 (1)当社は、(ア)の定める選冊運賃 料金の大幅な減難がなされる ときは、(ア)の定める選冊運賃 料金の大幅な減難がなされる ときは、(ア)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金 なお物、また。

を減額します.

さらは、(アノル)上の30にこのよう、ていかが、のかか、のいうないない。 を採剤に対象で表し、その旅行実施に要する費用が減少した ときは、そり旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加 加又は減少したさきは、アービスの環状が行われているにもか かわらず運法・宿泊機関等の座席・掲版その他の諸設備が不 だしたこと(いわゆるオーバーブルキング等)による変更の場 合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。 (オ) 当社は、通送、宿泊機関等の場所、各行契約の成立後に当社の責 に帰すべき事由によらず当終利用人類が変更になったときは、 パンプレット等に記載した思う、旅行契約の成立後に当社の責 に帰すべき事由によらず当終利用人類が変更になったときは、 パンプレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

1.の各様似少代) 力 お客様は、当社の承諾を得た場合に関リ旅行契約上の地位を当 該お客様が指定した別の方に譲り返すごとができます。この場合、当 社所定の用紙に必要事項をご記しのえます数料(おひとり様につき 10,000円・税別と共に当社にご提出していただきます。 2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数界を当社 が受領したとをに関り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受 けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するこ

12.お客様の解除権(旅行開始前)

30分で本やが行われば、いればのか込出から がある様は最と頃の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のか申出は、当社らの営業日営業時間へにあ受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様に自身でもご確認ください。 (ア) (イ)に捌ける旅行契約以外のコース。

> > (1 > 1 C 1-2) > C D D (12 > C W 2 > V > 1 - > 1	
解除期日	取 消 料(おひとり)
イ、旅行開始日の前日から起算して さかのぼって20日目(日帰り旅 行にあっては10日目)に当たる 日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
ロ.旅行開始日の前日から起算して さかのぼって7日目に当たる日 以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
ハ.旅行開始目の前目	旅行代金の40%
二.旅行開始日当日	旅行代金の50%
ホ.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

(イ)貸切船舶を利用するコース 当該船舶に係る取消料の規定によります(パンフレット等に記

載します。)。 に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契

消料の対象となります。

13.お客様の解除権(旅行開始後)

旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は ・時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しを

いたしません。
) 参客権の責に場合ない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス選供に係る動力の旅行契約を解除することができます。この書名・当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うき取消料、違約料その他の各目による費用を差し引いて払い戻します。

14.当社の解除権(旅行開始前)

14.当社の解除権(旅行開始前)
(1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当往は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行費かを解除します。この場合は第12項に定める取消料と同時で関係では、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
(ア) 各様が、男生があらが比め明えていないことが明明したとき。(ア) お客様が開始あらかしめ明えていなしことが明明したとき。(イ) お客様が開発が多な介助もの不任その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。(ウ) お客様が倒みが多な介助もの不任その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。(ウ) お客様が倒みが多な介助もの不任その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。(プ) お客様が倒みが見加し、一般ではあると当社が認めるとき。(プ) お客様が倒みが見加し、一般ではあるとき。(カ) お客様が倒みが見加し、一般ではあるとき。(カ) お客様が要かれずあると当社が認めるとき。(カ) お客様が最かに可し、一般では一般であるとも、(カ) お客様の数がパンフレット等に配置した最少程行人員に違しな事権の対しました。(カ) お客様の数がパンフレット等に配置した最少程行人員に違しなからようないました。(カ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少相を入りまます。(キ) スキャと目的とする旅行における降雪園の不足のように、当社があらかしめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又は不の能となるおされが極めて大きいとき。
(3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から維めます。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を知い戻します。(2)によりに依然と

(又は申込金)の全額を払い戻します。

15.当社の解除権(旅行開始後)

(1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。 (ア)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅

(ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の機能に耐えれないとき。 (イ) お客様が病行を空全かつ円滑に実施するための深乗員その他の者による当社の指示へのは害によらら社の相信行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱しま談旅行の安全かつ円滑な実施を助けるとき。 (ケ) お客様が暴力配。暴力回島、暴力回順係者 その他反社会的勢力であると判明したとき。 (エ) 天災延累 軽乱、悪助、選法 宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・官公害の命令その他の当社の関与し得ない事由が任め、対した場合であって、旅行の継続が下の職となったとき。 (2) 解除の効果及び扎底し、「次行の継続が下の職となったとき、 様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ指減します。

(イ)当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する選送、宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、達約34その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生したときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は除行開始後の解除による私民としたっては契約書面に記述した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金

17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始 後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に瓜じてお客様 が当該旅行の出発地、解散地学に戻るための必要な旅行サービ スの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客 様の負担とします。

18.旅程管理と添乗員等

- 18.旅程管理と添乗員等
 (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がごれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
 (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの規格を選びたけった。(ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの規格を選びたけ、近日程を要するときは、変更後の旅行日程が当かの旅行日程を要するときは、変更後の旅行日程が当かの旅行日程を受更するときは、変更後の旅行日程が当かの旅行けとスの内容を変更するときは、変更後の旅行日程が当かの旅行日をの題言にからものとなるよう努めることまで、旅行サービスが当かの旅行サービスが当かの旅行サービスが当かの旅行サービスが当かの旅行サービスが当かの旅行サービスが当かの旅行を変更するときは、変更後の旅行りとからから変更を最小限にととめるよう努力すること。
 (2) 当社が、旅行契約により旅行を関する義務を負金総関係は、パンフレト等に記載している集合場が上投入場合を関を関する場合と出身、電力が与金線を関係している実力がよの変数が気候かにはきまれません。(3) (1) 実務は、源果員の同行する旅行にあっては、源集員が同行しない場合は以助係員とは映聴において当社が手を文代行きせるもの以下す手を代行者としいはす。分行にはす。(4) 流乗員の同行の有無はパアフレト・等に明示します。(5) 流乗員の同行の有無はパアフレト・等に明示します。(5) 流乗員の同行の有無はパアンフレト・等に明示します。(5) 流乗員の同行の有無はパアンフレト・等に明示します。(5) 流乗員の同行の有無はパアンフレト・等に明示します。(5) 流乗員の同行の有無はパアンフト・学は明示します。といるを経り振りまとしまる様に表しまる様に要して表明はお客様の資料にあると記録とまるといるではいきまは、まずまによるものでないときは、当該指記を更らな場にあると記録とまるともはお客様の資料にあるためないとされまないまからないときまは、記録者によるものでないときは、当該指記を表する方法でお支払いただきます。

19.当社の指示

... → 11.0 7日/h お客様は旅行関始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中を除意旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(深乗員,理が係員又は手屋代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20.当社の責任

- (イ) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が放意又は遺失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が破られた損害を関します。またし、損害等との取日から起覚して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生したの指揮については、損害等性の翌日から記覚して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を 限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠
- 償します。) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与 2) お答様が、次に例かするような当社 Xは当社の手起代行者の関う 上得ない事由により損害を終りれたときは、当社はお客様に対して (1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この関いではありません。 (ア)天災地竪、喉乱、湿動又はこれらのために生しる旅行日程の変更も、(は旅行の中止 (イ)連送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために は、確認・電子を開きるの理解とからなどでは、

- 生しる旅行日程の変更若しくは旅行の中止 生しる旅行日程の変更若しくは旅行の中止 (ウ)官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれ らのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (工)自由行動中の事故
- (オ)食中毒
- (カ) 洛難
- (キ)選送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又は これらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

- り 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって多様に信害を被ったさは、熱致の処賦・特別帰傷規程に従い、む客様又はその法定相続人に死亡権信金、後遺傷害補傷金、過院見野金及び人院見舞金を支払します。指信金等の他の場合を持ちませた。 1500万円です。また、携帯紀に損害を変して入院日数により2万円~20万円、死亡権偏金とび北にまり、指衛金等の献に動物に最少と方であったときは、特別補信規程)により携帯品規制・結婚を支払います。携帯紀に保急者を構造がある。 1500万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、協質ディスク、その他「特別補償規算」第18条第2回に定める品目については補向上ません。20 治学様が数ま型企画旅行参加中に被られた指害が、治学様の故意による活会し、違反する行為、無免許若しくは満酔い通転、疾病等のほか、募集型企画旅行にきまれない場合で、自由行動中のスカイダイビンタ、ハンググライダー搭集、起発量動力機(下のスカイダイビンタ、ハンググライダー搭集、起発量動力機(下のスカイダイビンタ、ハンググライダー搭集、起発量動力機(お金人のングライビ、スクロライト機)が表しまれない場合で、自由行動中のスカイダイビンタ、ハンググライダー搭集、起発量動力機(打会、大きの等制数の別紙・特別解循規程)第3条、第4条及び第分条長に送当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当後運動があらかい発集型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビンタ、ハンググライタ・スクロライト機・可能を対した。 (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、そ
- きは、この限りではありません。

- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切 行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った 損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募 集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱及で復帰の予定日時をあらかしめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又 はその離脱したときから後は募集型企画旅行参加中とはいたしま

22.オプショナルツアー又は情報提供

- . カンショアルンケースは「情報症状)
 り、当社の募集型企画旅行登却中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(「以下リオブショナルツーといいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するものの第21項の適用については、当社は、またる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオブショナルツアーは、ハンフレット等に「旅行企画・実施・当社(又は名鉄観光サービス)」と明示しませ
- ます。 : カプショナルツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社 である旨をハンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画 旅行ではありません。
 - R行てはありません。 (ア)お申込みは原則的として現地となり、お支払も現地となります。 (イ)契約はオプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が 定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用され
- ません。
 (ウ)契約の成立は、オブショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
 (エ)契約の成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オブショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ぐださい。
- こい。 (オ)当社以外がオブショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会 社等が実施するオブショナルツアーは旅程保証の対象とはな りません。
- 対している。
 対したいる。
 対して可能なスポート
- ッ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参 加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補 償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23.旅程保証

- (7) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する事を乗じた額の変更補償金を、旅行後87日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
 (ア)契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものである。
 - 実対が音が重要な多まが生からた原因が次によるものにあるとと とが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにも かかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の 不足が発生したこと(いわゆるオーバープッキング等)による 場合は除きます)
 - a.旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
 - b.戦利.

 - 5.840 6.寝動 6.穹公署の命令 e.欠航、不選、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の

 - 中世 「選送、通送スケジュール変更等の当初の通行計画によらない選 送サービスの提供 3.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置 (イ)第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。 (ウ)第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行 変数が解除された場合の当該解除された部分に係る変更で まるとき、
 - 受約が所味にすれた。如し、ショニのののでは、 あるとき。 (エ)ハンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序 が変更になった場合では、旅行中に当該旅行サービスの提供 を受けることができたとき。

お支払い対象旅行代金

当計が変更補償金を支払う変更	変更 = の文がい内外が引いる 補償金の額 1件につき下記の率		
	旅行開始前	旅行開始後	
①契約書面に記載した旅行開始日 又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%	
②契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%	
③契約書面に記載した運送機関の 等級又は設乗で変更の等級又は近半金級 ものへの変更で変更の等級及 び設備の料金の合計額が契約書 面に記載した等級及び設備の外 れを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%	
④契約書面に記載した運送機関の 種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%	
⑤契約書面に記載した本邦内の旅 行開始地たる空港又は旅行終了 地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%	
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本 邦外との間における直行便の乗 継便又は経由使への変更	1.0%	2.0%	
②契約書面に記載した宿泊機関の 種類又は名称の変更	1.0%	2.0%	
⑧契約書面に記載した宿泊機関の 客室の種類、設備、景観その他の 客室の条件の変更	1.0%	2.0%	
⑨前各号に掲げる変更のうち契約 書面のツアー・タイトル中に記載 があった事項の変更	2.5%	5.0%	
AND AN OWNER AND ADDRESS OF THE PARTY OF THE	AND THE RESIDENCE OF THE PARTY.	The second of the second second second second	

があった事項の変更

注)) 除行標的即止は、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に適
知した場合を礼い、「旅行開始後上は、当該変更について旅行開始当日以
附にお客様に適加、た場合を小います。
注2) 接定書面が交付された場合には、「契約書面上かるのを「様定書面が交付された場合には、「契約書面上かるのを「様定書面のと載か
お替えた」と、ごの表を周出します。この場合において、契約書面の記載か
お替えた」と、この表を「世紀の第一との場立」と確定書面の記載内容と返検に提供
された旅行・一と次の内容との間に変更が生じたときは、それぞ初の安
注33、第3号又は近4号に掲げる変更に係る速速機関が智信施設の利用を伴う
ものである場合は、1分につき「件として取り扱います。
注4) 第4号に掲げる選集機関の登台を変更については、等配又は設備がより
高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

- 注5)第4号又は第7号者しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1治の中 で複数主した場合であっても、1乗車船等又は1治につき1件として取り扱 います。 注5)第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの字を適用せず、第 9号によります。
- 2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は お容様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた 額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支 払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払い はフィンスを受ける。 ません。 ・) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金
- 3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更稀償金 の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により 補償を行うことがあります。 4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づ く当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該 変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当 社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更 補償金の額とを相殺した残額を支払います。

24.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。 (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなけ
- ればなりません。 い お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービス について、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において 速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその 旨をお申し出ください。

25.通信契約

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」 1)当社は、当社が提携するクレシットカード会社(以下「提携会社」といれます。シリ、所定の 伝票への「会員の場合なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。)とり、所定の 伝票への「会員の署をなくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、との他の通信手段」による旅行でのま中込みを受ける場合があります。 その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が 提携会社と無容と取扱特別を含む加盟の実数がないときか、実務 上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取扱いできない場合があります。「安託旅行会社になり以下の可能を受託旅行会社により収容ります。所定の伝環に会 の一覧全をいただきシレッシャカードでお支払いいただく契約は、選 信契約に該当せず、通常の旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の 募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご 案内とします。 (ア)通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「募集

- 募集単と回所行契約の場合と一助其なります。ての主要な点点を (ア)通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、旧発日1等に加えて、「カード名」、「会員審号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。 (イ)通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当代が契約の締結を承記したときに成立し、それ以外の通信当段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立する中のとします。
 (ウ)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

26.その他

- (1) お客様が個人的な客内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼
- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のぞれに伴う路費用、お客様の疾病、傷害等の発生に伴う路費用、お客様の不満による荷物・夏重色の粉欠・怎れ物回収に伴う路費用及び別行動・手配のために要した路費用が発生した場合はお客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。(3) 当社ははがなる場合も旅行の再実施はいたしません。(4) 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスを受けられる場合がありますが、アイレージサービスを受けられる場合がありますが、これに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行っていただきます。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスな受けられなくなったときでも、理由のいかんを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- いません。 ・) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれバンフレット等に明示します。

28.弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

3.弁済業務保証金制度及びボンド保証制度 当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっておりま す。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契 約に関し当社に対して債権を販用に場合で当社からその支払 を受けられるかったときは、非済業務保証金制度により、原則として、 一定額に達するまで弁済を受けることができます。 また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にも なっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような 事態が生じた場合であって、上記の一定の手深限度を超えたことを 理由に井済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会 のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受 けることができます。

29.個人情報の取扱い

29.個人情報の取扱い
(1) 当社及びハンフレットの「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、治客様との連絡のためや選送・宿治機関等の提供するサービスの手能及び受領のための手禁をに利用させていただくほか。必要な範囲内で当該機関等及び手配件で者に提供いたします。(2) 当社及び販売が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
(3) 当社は、旅行たでのお客様のお遺物等の便宜のため、お客様の個人データを免拾品店等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、括集師空使名等に係る個人データを電告の方法等で送付することによって提供いたします。なお、江内の事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申しせください。
(4) 上述のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(http://www.mwr.co.jp)でご確認ください。とお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様に自身でご確認ください。

品番330 28.4. 1×100×500(愛知納)



申込先】

開催日】

都道府県

(書類送付先)

出

£

大阪

試例

①大会参加のみの場合でも、当申込書によりお申し込みください。 ②5名以上で参加される場合は、当申込書をコピーしてお申し込みください。 ③お申し込み後の変更・取消ころましては、記入済み当申込書控え着「正の上、用紙右上の「変更・取消」欄こ日付と該当する 項目にひわをコディ、FANITで「選絡へだみ」。 ※電話での変更・取消よ受け出すてありませんの。 ※電話での変更・取消よ受け出すてありませんの。 ③帝18の子約は先着順とさせていがごさます。ご希望に添えれい場合もございますので、必ず第5希望までご記入願います。 ⑤帝18の子約は先着順とさせていがごさます。ご希望に添えれい場合もございますので、必ず第5希望までご記入願います。

※1申込書の受領日から3営業日以内(※)に受領したとをお知らせする案内をFANこてお送りよす。上記期日を過ぎても連絡がない場合は通信障害等により、受領できていない可能生がありますので、お手数ですが名鉄観光サービス(株なん)は支店までお問

い合かせ(ださい。 ※2研究発表の参加会場よ 先着順とさせていただきます。会場の番号(1~3が第2希望までご記入(ださい。 ※3 宿りのか用い込みでついては、何も希望目からのおと、「希望ホテルを申込記号して第2希望までご記入(ださい。 業性・喫煙のご希望がある場合は、どちらがこのおをご記入(ださい。ご希望に不えない場合もございますので予めご了承願、ま す。ツインをご希望の対は、「回客希望者をご記入(ださい。(台部園はお受けいたません。) ※4 手話通訳、要於筆記、破気ループ、点訳資料(フログラム、講義の柱立ての)提供)を希望される方は申込書の「備寺櫃川にご記入

[備光橋] ※4

4

က